



かわぐちかずお  
**川口和雄**

しんわかい  
**津和会**

### 台湾語誘客パンフレットの作製委託は適正か

**問** 市が津市観光協会に120万円を委託した台湾語パンフレット作製業務の入札に、協会が独自で作製すべき日本語版パンフレットを市に無断で一括入札し、136万800円で落札された。パンフレットはそれぞれ5000部、異なる点は台湾語の翻訳料のみである。結果、協会の支払いは16万800円だけで、濡れ手に粟である。市はこれを黙認しているが、適正な行為なのか。

**答** 津市が観光協会へ委託した台湾語パンフレット5000部の作製業務は、委託契約書の仕様どおりに作製され、期限内に納品されたと聞いていることから、適正に履行されたと考えている。しかし、協会がそれに合わせて日本語版を追加発注したことについては、事前に双方が協議書を取り交わすべきであったと考えることから、今後このようなことをする場合は、事前協議を行うよう協会へ指導した。



### ●その他の質疑・質問●

○津市観光協会の運営について

- 委託料120万円を受領しながら津市補助金で支出
- 日本語(宣伝用)パンフレット作成費を収益事業会計で違法支出



▲津市観光協会が運営する観光案内所



とよだみつはる  
**豊田光治**

にほんきょうさんとうつしぎだん  
**日本共産党津市議団**

### 観音寺町内の開発に関し地域住民の声を聴け

**問** 津市開発事業に関する指導要綱第9条では「事業者は、開発事業に係る計画について、利害関係を有するもの、開発事業区域の周辺住民等の意見を十分尊重し、当該計画の説明会等を通じ、あらかじめ必要な調整を行うものとする」と定められているが、当該自治会で事前の説明会は開かれていなかった。このような要綱があるにもかかわらず、なぜ開発を許可したのか。

**答** 都市計画法では、開発許可に係る手続きの中で開発区域内における利害関係者の同意は必要となるが、周辺自治会や住民の同意までは必要とされておらず、当該開発区域は、都市計画法で定める市街化区域の第1種低層住居専用地域であり、同法第33条の許可基準に適合していれば許可をしなければならない区域である。今回の開発行為の認可についても、同法に基づく許可基準に適合しており、また、申請手続きも適法であると判断したことから許可したものである。

開発事業の実施に当たり、必要となる周辺区域への説明等については、開発事業者の責任において、必要な調整を行うものと考えている。

### ●その他の質疑・質問●

○市行政に対する不当な要求に対しては、組織として毅然とした態度でいどめ

○高齢者肺炎球菌ワクチン接種について、過去に全額自費で接種した人は2回目助成が受けられないのは不公平ではないか

○(仮称)津市行政経営計画(案)に関して、「多様な任用形態の導入」を強調しているが、正規職員を増やすべきだ など



▲すでに進められている観音寺町地内の開発工事